

質問第一〇九号

在日米軍基地における有機フッ素化合物対策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和五年十二月十二日

水野素子

参議院議長 尾辻秀久 殿

在日米軍基地における有機フッ素化合物対策に関する質問主意書

一 全国各地の在日米軍基地周辺で、人体に有害な有機フッ素化合物、とりわけP F O S、P F O Aの異常数値が検出されている。平成二十七年九月に日米間で締結された日米地位協定の環境補足協定によれば、在日米軍基地内における環境管理基準は「適用可能な合衆国の基準、日本国の基準又は国際約束の基準のうち最も保護的なものを一般的に採用する」とされているが、どの基準を採用するのか、具体的に示されたい。

二 在日米軍基地で働く隊員や従業員、そして、基地周辺に住む住民の健康被害を防ぐとともに、地域住民の不信・不安を払しょくするためにも、日米両政府は、有機フッ素化合物対策を強力に進めるべきと考えるが、在日米軍基地内において当該基準を満たすために現在どのような措置が取られているのか、また、その履行を我が国はどのように確認しているのか、具体的に説明されたい。

三 前記一に関連して、環境補足協定は、現地調査のために在日米軍基地内へ日本側が立ち入ることを認めているが、実際には、自治体側が要望しても立ち入り調査はこれまで認められていないと聞いている。立ち入り調査が認められない理由を具体的に示されたい。

右質問する。